

第201700251880号
第201700250903号
平成30年1月25日

障がい福祉サービス事業所等を運営する代表者 } 様
介護サービス事業所等を運営する代表者

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課長
(公印省略)
鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長 長寿社会課長
(公印省略)

登録喀痰吸引等事業者の登録申請等について（通知）

本県の障がい福祉施策及び介護保険施策の推進について、日頃、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、福祉施設等における介護職員等による喀痰吸引等の取扱については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）の規定に基づき実施していただいているところです。

この度、厚生労働省より登録喀痰吸引等事業者の登録申請等に関する参考様式等が示されたことを受け、本県における取扱及び手続きに必要となる様式を定めましたので御承知ください。

今後、本県では省令26条の3第2項に規定する基本研修又は医療的ケア研修を修了している介護福祉士に対しては、従前から実施している県委託事業等による研修の実施に加え、各登録喀痰吸引等事業者による実地研修の実施が可能となりますので、適切に登録申請等の手続きを行ってください。

（担当：障がい福祉課 障がい福祉サービス担当 定久 電話0857-26-7193
長寿社会課 介護サービス事業・施設担当 福田 電話0857-26-7178）

記

1 登録喀痰吸引等事業者の概要

登録喀痰吸引等事業者として県に登録した事業所は、省令第26条の3第2項に規定する基本研修又は医療的ケア研修を修了している介護福祉士に対して実地研修を実施し、介護福祉士登録証に修了した行為を登録させることで、喀痰吸引等が付記された登録証を持つ介護福祉士として喀痰吸引等業務を行わせることができます。（別紙「登録特定行為事業者（登録喀痰吸引等事業者）について」参照）

事業所は、介護福祉士に対して実地研修を実施する前に、県に対して登録喀痰吸引等事業者の登録申請が必要です。

2 登録喀痰吸引等事業者の登録等に係る様式

(1) 登録申請に係る様式

- 登録申請書（様式1-1）
 - 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2）
 - 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-3）
 - 登録適合書類（様式1-4）
- ※登録喀痰吸引等事業者の登録申請に必要な法第48条の5第1項第2号で定める登録適合要件のうち「介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること」に係る添付書類の様式については、様式1-5「実地研修実施方法書」のとおり

(2) 報告に係る様式

- 登録喀痰吸引等事業者は、省令第26条の3第2項第2号に基づき、実地研修修了証の発行状況を県へ報告する必要があります。
- 修了証を交付した日の属する年度の翌年5月末日までに様式19「喀痰吸引等研修実施結果報告書」により各提出先へ提出してください。

3 登録喀痰吸引等事業者の登録申請及び報告書の申請先

事業所の所在地	提出先	備考
東部圏域	東部福祉保健事務所 〒680-0901 鳥取県鳥取市江津730 電話：0857-22-5164	※平成30年4月1日以降の提出先 ・障がい福祉事業⇒県庁障がい福祉課 ・介護事業 ⇒県庁長寿社会課
中部圏域	中部総合事務所福祉保健局 〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3296	—
西部圏域	西部総合事務所福祉保健局 〒683-0802 鳥取県米子市東福原1-1-45 電話：0859-31-9314	—

(別紙)

登録特定行為事業者（登録喀痰吸引等事業者）について

1 定義

・登録特定行為事業者

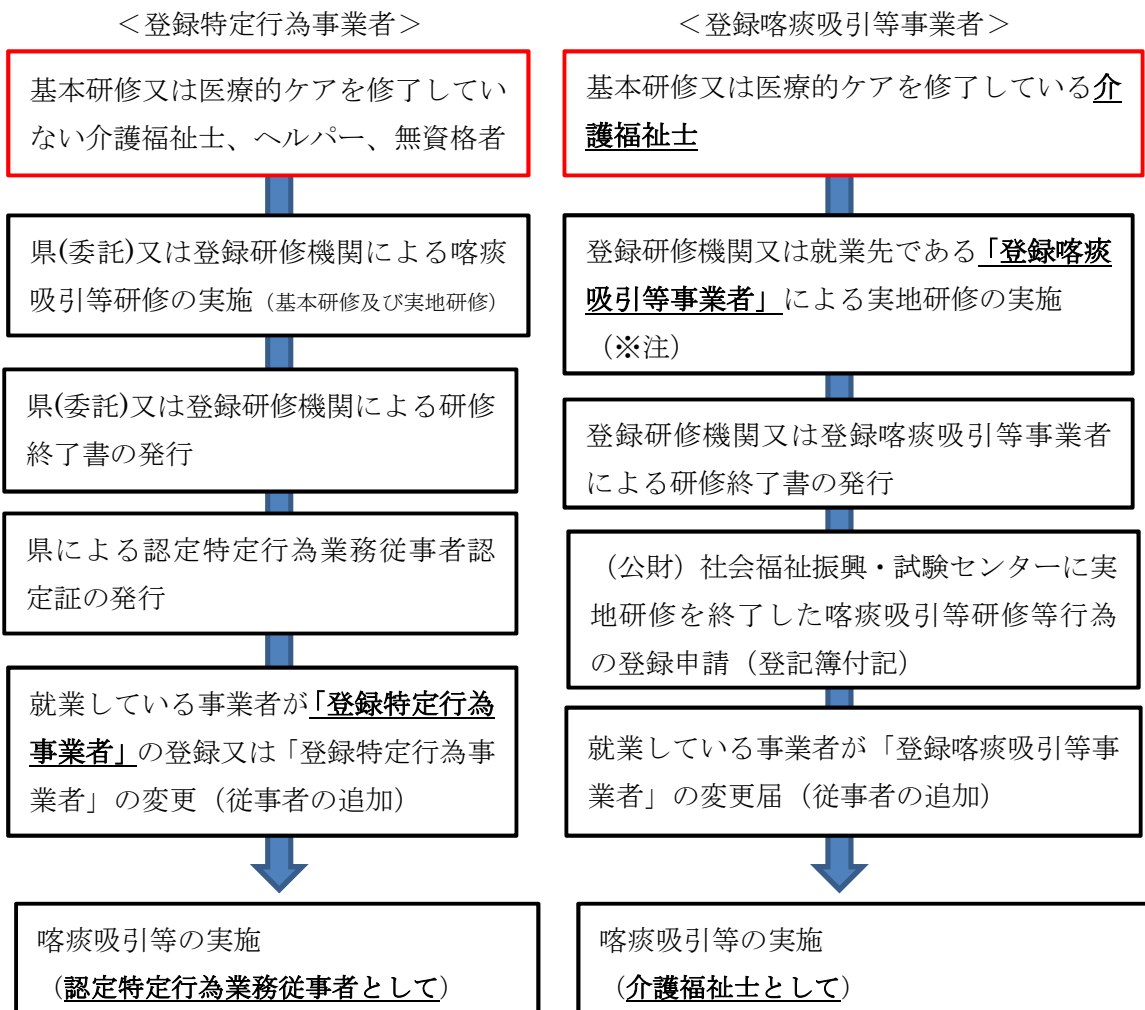
自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務を行う事業者として、県に登録した事業者。

・登録喀痰吸引等事業者

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務を行う事業者として、県に登録した事業者。喀痰吸引等の業務を安全に実施するため、基本研修又は医療的ケアを修了しており、実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修の実施義務がある。

登録喀痰吸引等事業者の登録にあたっては、登録特定行為事業者の登録基準のほか、介護福祉士への実地研修実施方法の規程が必要となる。

2 介護職員等が喀痰吸引を実施するまでの流れ



(注)

- ・実地研修の実施にあたっては、当該介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを終了している事を、喀痰吸引等研修終了書又は卒業証明書等で各事業所が確実に確認した上で、「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発 0330 第40号厚生労働省通知）に基づき、適切に実施すること。

3 登録特定行為事業者（登録喀痰吸引等事業者）登録申請書類

- ・登録申請書（様式1-1）
- ・介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-2）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-3）
- ・登録適合書類（様式1-4）

※様式は鳥取県のホームページにも掲載しています。

（長寿社会課）<http://www.pref.tottori.lg.jp/178630.htm>

（障がい福祉課）<http://www.pref.tottori.lg.jp/item/661486.htm#itemid661486>

※既に登録特定行為事業者として登録している事業者が、新たに登録喀痰吸引等事業者として登録申請する場合は、登録特定行為事業者の登録申請で提出している添付書類は省略出来ます。